

排水設備工事に係る取扱指針

内容現在 平成 27 年 4 月 1 日

加除（さしかえ）表

追録第 12 号

手順 種別	ぬきとるページ	枚数	追録から加える ページ	枚数	加えるところ
表紙	表紙	1	表紙	1	表紙
総目次	1 から 2 まで	1	1 から 2 まで	1	追録加除整理一覧表の次
第 1 部	1 1 から 1 2 まで	1	1 1 から 1 2 まで	1	P 1 0 の次
	1 3 から 1 6 まで	2	1 3 から 1 6 まで	2	5 中見出しの次
	2 4 から 24-1 まで	1	2 4 から 24-1 まで	1	P 23-1 の次
第 2 部	2 8 から 3 1 まで	2	2 8 から 3 1 まで	2	P 2 7 の次
	4 6 から 4 7 まで	1	4 6 から 4 7 まで	1	P 4 5 の次
	5 6 から 5 9 まで	2	5 6 から 5 9 まで	2	P 5 5 の次
第 3 部	6 0 から 6 1 まで	1	6 0 から 6 1 まで	1	第 3 部中見出しの次
	6 4 から 6 9 まで	3	6 4 から 6 9 まで	3	P 6 3 の次
	7 3	1	7 3	1	7 中見出しの次
	76-1 から 76-2 まで	1	76-1 から 76-2 まで	1	P 7 6 の次
第 4 部	79-3 から 79-9 まで	5	79-3 から 79-9 まで	5	第 4 部中見出しの次
	2 中見出しから 79-18 まで	3	2 中見出しから 79-18 まで	3	P 79-14 の次
第 5 部	8 1 から 8 2 まで	1	8 1 から 8 2 まで	1	P 8 0 の次
	8 5 から 8 8 まで	2	8 5 から 8 8 まで	2	P 8 4 の次
裏表紙	裏表紙	1	裏表紙	1	P 9 9 の次

これで加除（さしかえ）が終わりましたので、「追録加除整理一覧表」に追録号数等を記入してください。

排水設備工事に係る取扱指針

発行 函館市企業局上下水道部

総目次

第1部 排水設備工事に係る基本事項

目次	3
1. 目的	5
2. 下水道の概要	5
3. 排水設備の設置	9
4. 除害施設	10
5. 下水道の維持管理	11
6. 申請等に係る手数料の取扱	12
7. 別表	13

第2部 排水設備工事の設計・施工

目次	25
1. 調査	28
2. 設計図書	28
3. 排水管	32
4. 柵	40
5. トラップ（防臭装置）	42
6. 材料および器具	43
7. 施工	43
8. 土工	44
9. 管布設工	45
10. 柵設置工	48
11. トラップ設置工	50
12. 水洗便所設置工	51
13. 付帯設備	53

第3部 排水設備工事手続等の取扱

目次	60
1. 手続業務のフロー	62
2. 排水設備工事の申請手続	64

3.	排水設備工事の完成書類の手続	66
4.	完成検査	68
5.	分流改造工事の取扱	70
6.	公共柵設置の取扱	72
7.	温泉排水設備工事の取扱	73
8.	下水道処理区域外からの公共下水道施設の使用に関する取扱	74
9.	管理者以外の者が行う公共下水道工事の取扱	75
10.	公共下水道施設の一時的な使用許可に関する取扱	78
11.	融雪下水の取扱	78-1
12.	靴洗い場排水の取扱	79
13.	排水設備工事竣工図書等の閲覧の取扱	79-1

第4部 その他

	目次	79-3
1.	排水設備設置義務免除許可事務取扱要綱	79-4
2.	キッチン生ごみ処理システム計画確認等事務取扱要綱	79-15
3.	指定排水設備工事業者の違反行為に係る事務処理	79-21

第5部 申請書等の様式と記入例

	目次	80
別紙 1	排水設備計画確認申請書	81
別紙 2	排水設備工事材料表（自己資金工事）	82
別紙 3	排水設備工事設計書（貸付資金工事）	83
別紙 4	排水設備工事図面	84
別紙 5	排水設備計画確認通知書	85
別紙 6	水洗便所改造等資金 排水設備設置資金 貸付申請書	86
別紙 7	排水設備工事完成届書	87
別紙 8	公共下水道使用開始（休止・廃止・再開）届書	88
別紙 9	排水設備工事検査表	89
別紙 10-1	工事写真（1）	90
別紙 10-2	工事写真（2）	91
別紙 11	委任状	92
別紙 12	水洗便所改造等資金 排水設備設置資金 借用書	93
別紙 13	排水設備検査済書	94
別紙 14	取り止め届	95
別紙 15	公共柵設置申請書	96
別紙 16	行為の許可（許可事項の変更許可）申請書	97

すため、障害を防止し下水道施設を正常に維持することを目的に水質の規制を行う。

- ② 水質規制を受ける工場、事業場で排水の水質が基準を超える場合は、基準以内までに処理する必要があるため、除害施設（汚水処理施設）を設置する。

（２）事前調査

工場、事業場等からの排水の水質は、いかなる時でも排水基準に適合していなければならない。

また、除害施設の設置後、適合していなければ排水の停止等を命じることもある。

除害施設の計画にあたっては、次の項目について十分調査し適切なものを設置すること。

- ① 事業場等の規模および操業形態
- ② 排水の発生量および水質
- ③ 操業工程における排水量の削減および水質の改善
- ④ 除害施設で処理した水の再利用および有用物質の回収

（３）水質および届出等

- ① 下水排除基準（別表１）
- ② 法令に定める届出書（別表２）
- ③ 使用開始等の届出を要する下水の水質（別表３）
- ④ 事業場の業種と廃棄物の種類（別表４）
- ⑤ 水質汚濁防止法特定施設（別表５　No, 1～No, 7）
- ⑥ ダイオキシン類対策特別措置法特定施設（別表６）

５．下水道の維持管理

（１）公共下水道

公道または公道に準ずる私道に、市が設置した管渠^{きょ}、枺、ポンプ施設等の維持管理は、管理者が行う。

（２）排水設備

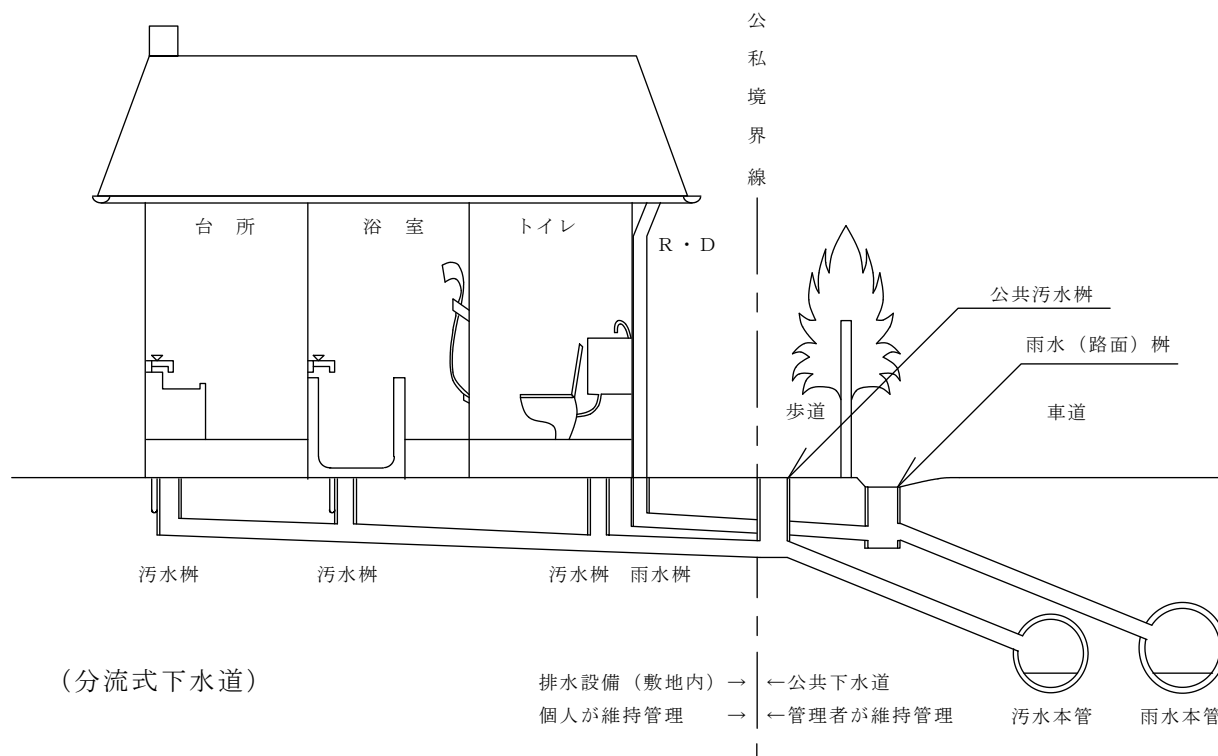
個人、事業場等が、私費で建物または敷地内等に設けた設備は、建物所有者等の負担で維持管理しなければならない。

ただし、建物所有者等が所在不明で管理上支障があり、管理者が必要と認める場合は、市がこれを負担し管理することがある。

（３）その他の下水道

あらゆる下水の排水施設を含む下水道の維持管理は、設置者または所有者の負担で維持管理を行うものとする。

一般住宅の場合



6. 申請等に係る手数料の取扱

処理区域として告示された区域内の建物所有者等は、下水道法の目的である公衆衛生の向上や公共用水域の保全と、公共下水道の利用の強制規定により、排水設備の設置義務や汲取便所の水洗化改造義務が課せられている。

また、管理者は公共下水道の管理のため、排水設備の設置に関し、排水設備工事の設計、施工については、函館市企業局指定排水設備工事業者（以下「指定業者」という。）が行うこと、排水設備の技術上の基準確保のため、完成検査を行うこと等を函館市下水道条例で定めている。

このことから排水設備の設置は、市民に義務付けられたものであり、かつ、公共下水道の維持管理のため、排水設備工事確認申請審査及び完成検査を行うものであるため、これに係る手数料は徴収しない。

別表 1

下水排除基準

項	目	工場または事業場の基準値	
		函館湾処理区域	南処理区域
		函館湾浄化センター	函館市南部下水終末処理場
1	水素イオン濃度 (pH)	水素指数5を超え9未満	水素指数5を超え9未満
2	生物化学的酸素要求量 (BOD)	600未満	600未満
3	浮遊物質量 (SS)	600未満	600未満
4	カドミウム及びその化合物	0.01以下	0.03以下
5	シアン化合物	検出されないこと。	1以下
6	有機リン化合物	検出されないこと。	1以下
7	鉛及びその化合物	0.1以下	0.1以下
8	六価クロム化合物	0.05以下	0.5以下
9	砒素及びその化合物	0.05以下	0.1以下
10	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005以下	0.005以下
11	アルキル水銀化合物	検出されないこと。	検出されないこと。
12	ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	0.003以下
13	トリクロロエチレン	0.3以下	0.3以下
14	テトラクロロエチレン	0.1以下	0.1以下
15	ジクロロメタン	0.2以下	0.2以下
16	四塩化炭素	0.02以下	0.02以下
17	1, 2-ジクロロエタン	0.04以下	0.04以下
18	1, 1-ジクロロエチレン	1以下	1以下
19	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.4以下
20	1, 1, 1-トリクロロエタン	3以下	3以下
21	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06以下	0.06以下
22	1, 3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.02以下
23	チウラム	0.06以下	0.06以下
24	シマジン	0.03以下	0.03以下
25	チオベンカルブ	0.2以下	0.2以下
26	ベンゼン	0.1以下	0.1以下
27	セレン及びその化合物	0.1以下	0.1以下
28	ほう素及びその化合物	230以下	230以下
29	ふっ素及びその化合物	15以下	15以下
30	1, 4-ジオキサン	0.5以下	0.5以下
31	フェノール類	5以下	5以下
32	銅及びその化合物	3以下	3以下
33	亜鉛及びその化合物	2以下	2以下
34	鉄及びその化合物 (溶解性)	10以下	10以下
35	マンガン及びその化合物 (溶解性)	10以下	10以下
36	クロム及びその化合物	2以下	2以下
37	ダイオキシン類	10pg/L以下	10pg/L以下
38	アンモニ性窒素, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380未満	380未満
39	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(1) 鉱油類含有量	5以下
		(2) 動植物油脂類含有量	30以下
40	窒素含有量	240未満	
41	リン含有量	32未満	
42	温度	45度未満	45度未満
43	汚濁消費量	220未満	220未満

備考

1 この表に掲げる基準値の単位は、温度、水素イオン濃度 (pH) およびダイオキシン類以外の項目については、mg/Lとする。

2 「検出されないこと。」とは、下水の水質の検定方法等に関する省令に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

法令に定める届出書

事業場	届出書の種類	法令	届出事由	届出義務者	届出期限	備考
特定事業場	1 公共下水道使用開始(変更)届	法第11条の2第1項(省令第6条第1項)	公共下水道を使用しようとする者の工場または事業場から排除する汚水の水量が「1日当たりの最大水量で50m ³ 以上」であるときまたは下水の水質が「使用開始等の届出を要する下水の水質(別表3参照)」に該当するとき、および届出をしたときの下水の水量または水質を変更しようとするとき。	公共下水道を使用しようとする者(特定施設(水質汚濁防止法特定施設ならびにダイオキシン類対策法特定施設をいう。)の設置者を含む。)であって、当該要件に該当する者	使用開始(変更)前	
	2 公共下水道使用開始届	法第11条の2第2項(省令第6条第2項)	特定施設の設置者であって、第1項(公共下水道使用開始(変更)届)に定める要件に該当しない者が公共下水道を使用しようとするとき。	公共下水道を使用しようとする特定施設の設置者	使用開始前	
	3 特定施設設置届出書	法第12条の3第1項(省令第8条第2項)	公共下水道を使用している者が、特定施設(水質汚濁防止法特定施設第66号の3に掲げる旅館業については、温泉を利用する入浴施設を設置する旅館業のみが対象となる。)を設置しようとするとき。	特定施設を設置しようとする者	届出期限の規定は係る計画の実施は、原則として、当該届出が受理された日から60日経過後でなければならない。	1 受理書交付(省令第11条) 2 事前審査
	4 特定施設使用届出書	法第12条の3第2項(省令第9条第1項)	公共下水道を使用している者の工場または事業場に、現に設置(工事中の施設を含む。)している施設が、新たに特定施設に指定されたとき。	当該施設を設置(工事中を含む。)している者	当該施設が特定施設となった日から30日以内	
	5 特定施設使用届出書	法第12条の3第3項(省令第9条第1項)	特定事業場(特定施設を設置する工場または事業場をいう。)から公共用水域(河川、港湾、沿岸海域をいう。)へ下水を排除していた者が、終末処理場が設置されたとき。	当該特定施設を設置している者	公共下水道を使用するようになった日から30日以内	
	6 特定施設の構造等変更届出書	法第12条の4(省令第10条第1項)	特定施設設置届出または特定施設使用届出をした特定施設について、構造、使用の方法、汚水の処理の方法、下水の水量および水質ならびに用水および排水の系統を変更しようとするとき。	当該届出をした者	届出期限の規定は係る計画の実施は、原則として、当該届出が受理された日から60日経過後でなければならない。	1 受理書交付(省令第11条) 2 事前審査
	7 氏名変更等届出書	法第12条の7(省令第12条)	特定施設設置届出または特定施設使用届出をした者の氏名もしくは住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名もしくは主たる事務所の所在地)に変更があったとき。	当該届出をした者	変更があった日から30日以内	
	8 特定施設使用廃止届出書	法第12条の7(省令第12条)	特定施設設置届出または特定施設使用届出をした者が、特定施設の使用を廃止したとき。	当該届出をした者	使用を廃止した日から30日以内	
	9 承継届出書	法第12条の8第3項(省令第13条)	特定施設設置届出または特定施設使用届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受けまたは借り受けたときならびに当該届出をした者について相続又は合併があったとき。	当該譲り受け、または借り受けた者ならびに相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人	承継があった日から30日以内	
非特定事業場	1 公共下水道使用開始(変更)届	法第11条の2第1項(省令第6条第1項)	公共下水道を使用しようとする者の工場または事業場から排除する汚水の水量が「1日当たりの最大水量で50m ³ 以上」であるときまたは下水の水質が「使用開始等の届出を要する下水の水質(別表3参照)」に該当するとき、および届出をしたときの下水の水量または水質を変更しようとするとき。	公共下水道を使用しようとする者であって、当該要件に該当する者(特定施設の設置者を除く。)	使用開始(変更)前	
	2 除害施設設置計画届出書	条例第5条の3第3項(両館市下水道条例施行規程第4条)	公共下水道を使用している者が、除害施設を設置しようとするとき。	除害施設を設置しようとする者	除害施設設置前	

【取扱十】

使用開始等の届出を要する下水の水質

項	目	工場または事業場の基準値	
		函館湾処理区域	南処理区域
		函館湾浄化センター	函館市南部下水終末処理場
1	水素イオン濃度 (pH)	水素指数 5.7 以下 8.7 以上	水素指数 5.7 以下 8.7 以上
2	生物化学的酸素要求量 (BOD)	300 以上	300 以上
3	浮遊物質 (SS)	300 以上	300 以上
4	カドミウム及びその化合物	0.01 を超えるもの	0.03 を超えるもの
5	シアン化合物	検出されるもの。	1 を超えるもの
6	有機燐化合物	検出されるもの。	1 を超えるもの
7	鉛及びその化合物	0.1 を超えるもの	0.1 を超えるもの
8	六価クロム化合物	0.05 を超えるもの	0.5 を超えるもの
9	砒素及びその化合物	0.05 を超えるもの	0.1 を超えるもの
10	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005 を超えるもの	0.005 を超えるもの
11	アルキル水銀化合物	検出されるもの。	検出されるもの。
12	ポリ塩化ビフェニル	0.003 を超えるもの	0.003 を超えるもの
13	トリクロロエチレン	0.3 を超えるもの	0.3 を超えるもの
14	テトラクロロエチレン	0.1 を超えるもの	0.1 を超えるもの
15	ジクロロメタン	0.2 を超えるもの	0.2 を超えるもの
16	四塩化炭素	0.02 を超えるもの	0.02 を超えるもの
17	1, 2-ジクロロエタン	0.04 を超えるもの	0.04 を超えるもの
18	1, 1-ジクロロエチレン	1 を超えるもの	1 を超えるもの
19	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 を超えるもの	0.4 を超えるもの
20	1, 1, 1-トリクロロエタン	3 を超えるもの	3 を超えるもの
21	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 を超えるもの	0.06 を超えるもの
22	1, 3-ジクロロプロペン	0.02 を超えるもの	0.02 を超えるもの
23	チウラム	0.06 を超えるもの	0.06 を超えるもの
24	シマジン	0.03 を超えるもの	0.03 を超えるもの
25	チオベンカルブ	0.2 を超えるもの	0.2 を超えるもの
26	ベンゼン	0.1 を超えるもの	0.1 を超えるもの
27	セレン及びその化合物	0.1 を超えるもの	0.1 を超えるもの
28	ほう素及びその化合物	230 を超えるもの	230 を超えるもの
29	ふっ素及びその化合物	15 を超えるもの	15 を超えるもの
30	1, 4-ジオキサン		0.5 を超えるもの
31	フェノール類	5 を超えるもの	5 を超えるもの
32	銅及びその化合物	3 を超えるもの	3 を超えるもの
33	亜鉛及びその化合物	2 を超えるもの	2 を超えるもの
34	鉄及びその化合物 (溶解性)	10 を超えるもの	10 を超えるもの
35	マンガン及びその化合物 (溶解性)	10 を超えるもの	10 を超えるもの
36	クロム及びその化合物	2 を超えるもの	2 を超えるもの
37	ダイオキシン類	10 pg/L を超えるもの	10 pg/L を超えるもの
38	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	125 以上	125 以上
39	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(1) 鉱油類含有量	5 を超えるもの
		(2) 動植物油脂類含有量	30 を超えるもの
40	窒素含有量	150 以上	
41	燐含有量	20 以上	
42	温度	40 度以上	40 度以上
43	沃素消費量	220 以上	220 以上

備考

- この表に掲げる基準値の単位は、温度、水素イオン濃度 (pH) およびダイオキシン類以外の項目については、mg/L とする。
- 「検出されるもの。」とは、下水の水質の検定方法等に関する省令に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を上回ることをいう。

事業場の業種と廃棄物の種類

事業場の業種		廃棄物の種類
1	畜産農業又はサービス業	動物のふん尿等
2	畜産食料品製造業	廃牛乳，肉くず等
3	水産食料品製造業	魚介類の内臓，廃調味液等
4	野菜，果実保存食料品製造業	野菜くず，廃調味液等
5	みそ，しょう油製造業	大豆殻，廃みそ，廃しょう油等
6	製あん業	小豆殻，水さらし廃液等
7	飲料製造業	廃飲料等
8	動物系飼料製造業	動物系残さ，湯煮廃液等
9	動植物油脂製造業	動植物の残さ，化学処理廃液等
10	麺類製造業	麺くず，湯煮廃液等
11	豆腐又は煮豆の製造業	大豆殻，豆乳廃液等
12	新聞業，出版業，印刷業又は製版業	廃現像液，廃インク等
13	化学肥料製造業	廃肥料等
14	医薬品製造業	廃医薬品等
15	農薬製造業	廃農薬等
16	皮革製造業	動物の死体，廃なめし液等
17	ガス供給業	汚泥等
18	酸又はアルカリによる表面処理施設	廃酸，廃アルカリ等
	電気めっき施設	
19	旅館業	廃天ぷら油，野菜くず，魚介類の内臓，肉くず，廃調味料等
	共同調理場（学校給食施設）	
	弁当製造業	
	飲食店のちゅう房施設 そば店等その他の飲食店	
20	洗濯業	繊維くず，クリーニング汚泥および廃有機溶剤等
21	写真現像業	現像液，定着液等
22	病院	血液，廃消毒用有機溶剤，現像液，定着液等
23	と畜業又は死亡獣畜取扱業	動物の血液，動物のふん尿等
24	自動車分解整備事業	不凍液，エンジンオイル，廃塗料等
	自動式車両洗浄施設	
25	科学技術に関する事業場	廃酸，廃アルカリ，検査等に使用した培地およびシャーレ等
26	一般廃棄物処理施設	焼却灰等
27	し尿処理施設	くみ取り尿，汚泥，スカム等
28	特定事業場排水の処理施設	汚泥，スカム等
29	ビル清掃業	廃酸，廃アルカリ，廃油，廃プラスチック類等
30	塗装工事業	廃酸，廃アルカリ，廃油，廃プラスチック類等

ダイオキシン類対策特別措置法特定施設

号番号 〔ダイオキシン類 対策特別措置法 施行令第1条 別表第2〕		施 設	
1	第1号	硫酸塩バルブ（クラフトバルブ）又は亜硫酸バルブ（サルファイトバルブ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	
2	第2号	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	第3号	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	第4号	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	第5号	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	第6号	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	第7号	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
8	第8号	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
9	第9号	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
10	第10号	2, 3-ジクロロ-1, 4ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設
11	第11号	8, 18-ジクロロ-5, 15-ジエチル-5, 15-ジヒドロジインドロ〔3, 2-b:3', 2'-m〕トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設
12	第12号	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの	イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
13	第13号	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
14	第14号	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの	イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設
15	第15号	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
16	第16号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設	

17	第17号	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表1の項，3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち，次に掲げるもの	イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
18	第18号	下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）	
19	第19号	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り，公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）	

第2部

1. 調査

(1) 事前調査

- ① 現場調査に先がけて、事前に処理区域、排水区域、下水の排除方式、公共汚水柵の設置箇所、その他排水設備工事に係る必要事項を各関係課に確認をすること。
- ② 公共汚水柵がない場合や、除害施設等の場合は、担当と打合わせをし必要な手続きをとること。

(2) 現地調査

- ① 現地調査は、建物の平面、公道、私道、隣地境界、公共下水道管および汚水柵、その他在来の排水設備等をスケッチし、施設の設置予定位置における距離、地盤高、公共下水道管および汚水柵などの深さを記入すること。
- ② 現地調査時に接続する公共汚水柵等につまりや破損等があった場合は、管路整備室と協議すること。
- ③ 家屋の増改築などの将来計画を考慮して後日布設替の生じないように設置者と十分打合せをすること。
- ④ 他人の土地及び既存の排水設備を利用しようとする場合または水洗便所の設置者がその建物の所有者でない場合は、あらかじめ利害関係人の同意を得るよう設置者に連絡し、後日紛争の起きないように留意すること。
- ⑤ 大量の下水または悪質な汚水を排除されるおそれがある時は、あらかじめ管路整備室、終末処理場および業務課に申し出、その指示を受けること。
- ⑥ 衛生器具の選定やトイレの改造等については、設置者と十分打合せをすること。
- ⑦ 道路占用および使用を必要とする場合は、設置者に道路占用および使用許可申請の事務手続の期間が必要であること、および舗装道路を破壊し工事をする場合で、復旧費が設置者の負担になる時は、あらかじめ了解を得ること。

2. 設計図書

設計図書の作成については、次の取扱を標準とし、第3部の取扱に従い作成すること。

なお、排水設備の製図は、設計における技術的表現であり、工事の施工、および工事費積算の基礎であると同時に、将来の維持管理のための必須の資料であることから統一的な方法により明瞭、正確、容易に理解できるものとする。

(1) 附近見取図

一街区程度の範囲に申請地の位置（町・丁など）道路および隣地家屋の屋号または氏名，方位，めぼしい目標などを記入し，申請地を赤線で示す。

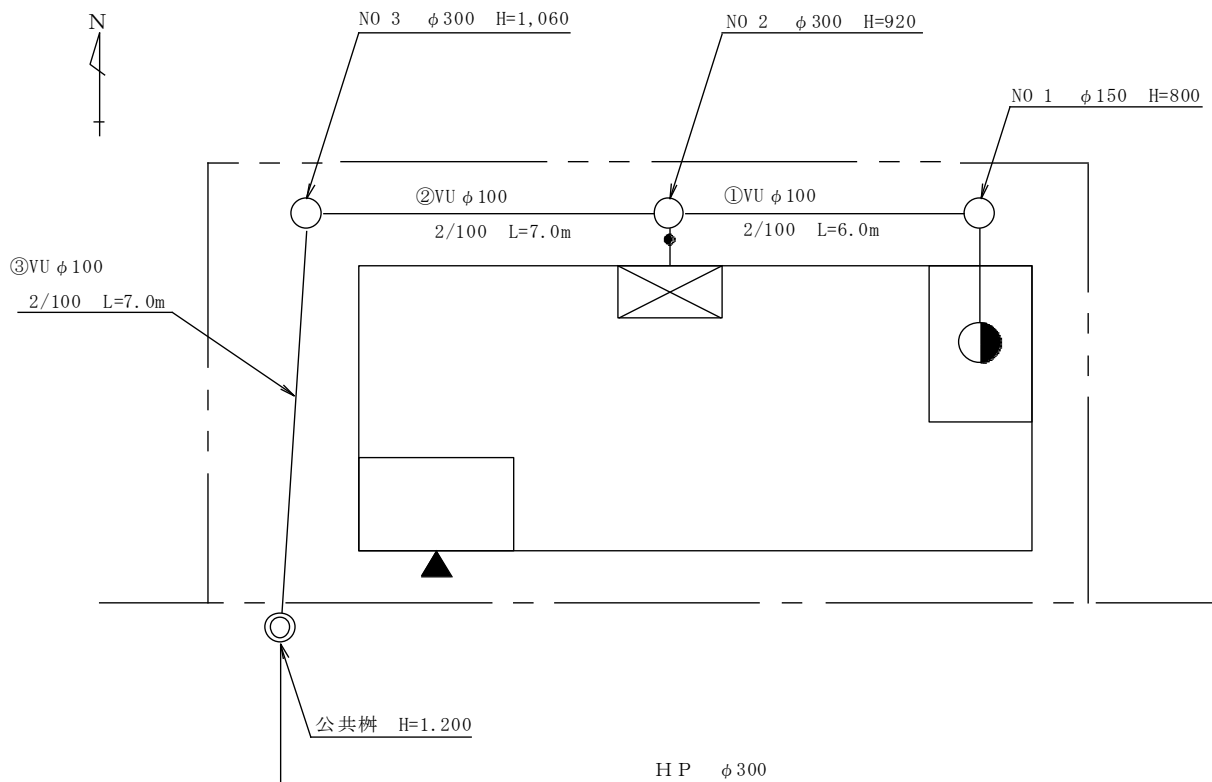
縮尺はおおむね1500分の1以上とする。

(2) 平面図

縮尺は100分の1を標準とするが，これによりがたい時は300分の1までの範囲とし，表-1の凡例に従って図-1の要領で，次の事項を表示する。

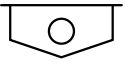

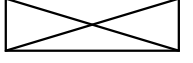
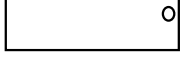

- ① 道路，建物（台所，浴室，洗たく場，便所，洗面所，玄関，その他必要な排水箇所，および既設の排水設備，給水栓の位置等）および公共汚水樹と本管の位置，管径，管種など。
- ② 隣地との境界，へい，庭（配管経路に関係ある庭木，池，築山等）路地，附属建物（物置，車庫等）既設の排水設備など。
- ③ 縮尺，方位，排水管の材質，管径，延長，勾配，枳の大きさ，深さ，枳番号など。
- ④ 衛生器具，トラップの種類と位置など。

図-1 平面図



(注) 2階以上からの排水があるときは，各階の平面図を必要とする。

表－1 設計図凡例

名 称	図 示 記 号	名 称	図 示 記 号	名 称	図 示 記 号
新設排水管	—————	洗 面 器		公私境界線	——— ———
既設排水管	- - - - -	手 洗 器		隣地境界線	——— ———
私設汚水枿	○ □	流 し		建物外周	—————
私設雨水枿	⊗ ⊠	浴 槽		建物間仕切	—————
公共汚水枿	◎ □	トラップ	—●—	防 臭 蓋	
公共雨水枿	⊗ ⊠	トラパン	⊘	玄 関	▲
大 便 器	◐	掃 除 口	—		
小 便 器	◁—	通 気 管	- - - - ->		

※ 排水管，通気管，および枿の材質表示は，それぞれの図示記号の上に，次のローマ字略字を記入すること。HP（遠心力鉄筋コンクリート管），VP（塩化ビニル管，一般管），VU（同薄肉管，小口径塩化ビニル製枿），SGP（亜鉛メッキ鋼管），RC（鉄筋コンクリート製枿）

(3) 縦断図

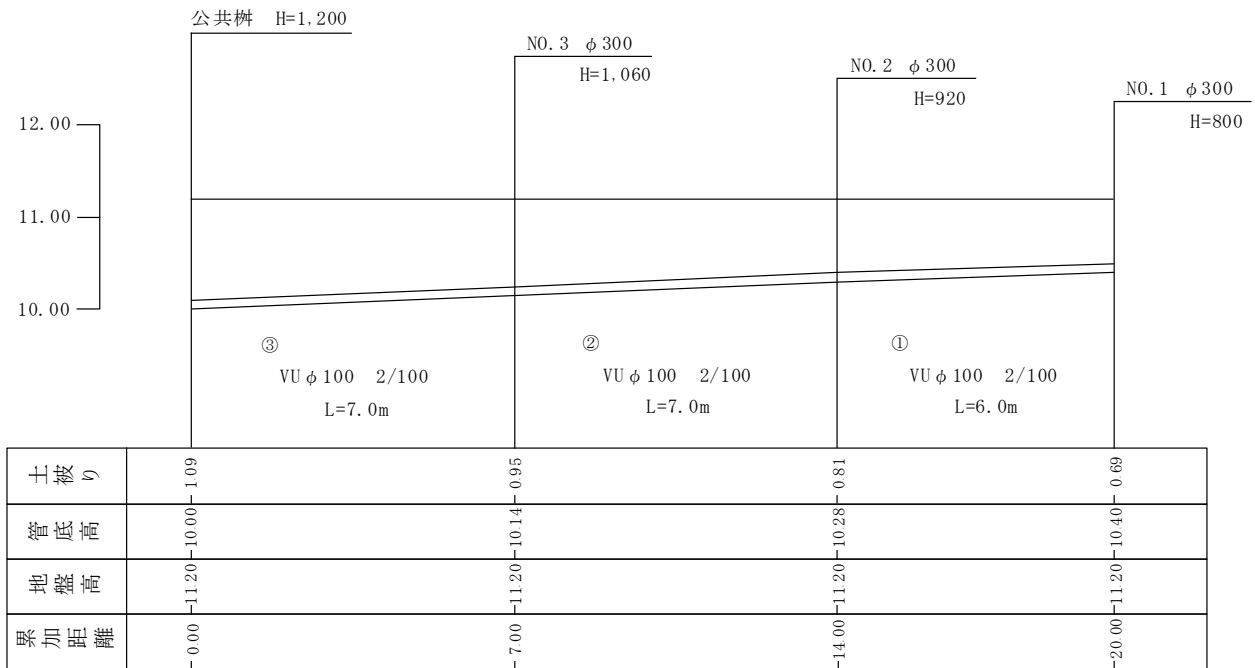
縮尺は，縦100分の1，横200～300分の1とし，図－2の要領で次の事項を表示する。

- ① 公共枿を起点とした累加距離
- ② 公共枿の管底高を10.00mとして測定した地盤高
- ③ 各測点（枿位置）の排水管の管底高
- ④ 各測点（枿位置）の排水管の土かぶり
- ⑤ 各測点間ごとの排水管勾配（分数又は%）
- ⑥ 排水管管径（φ，mm）
- ⑦ 枿の区間距離（m）および引出線上に番号，大きさ（φ，mm），深さ（H，mm）を記入

※ 注1 管厚は，考慮しない。

注2 地盤の平坦な土地に関しては，省略することができる。

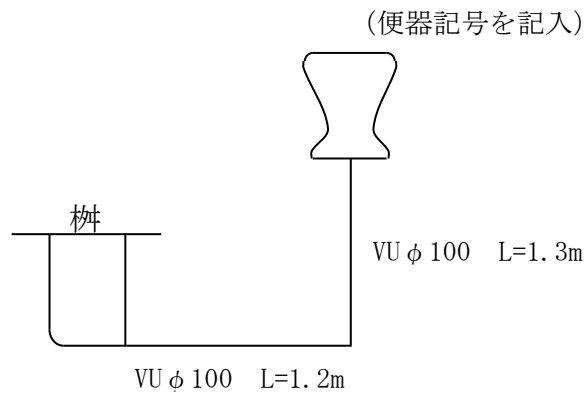
図－２ 縦断面図



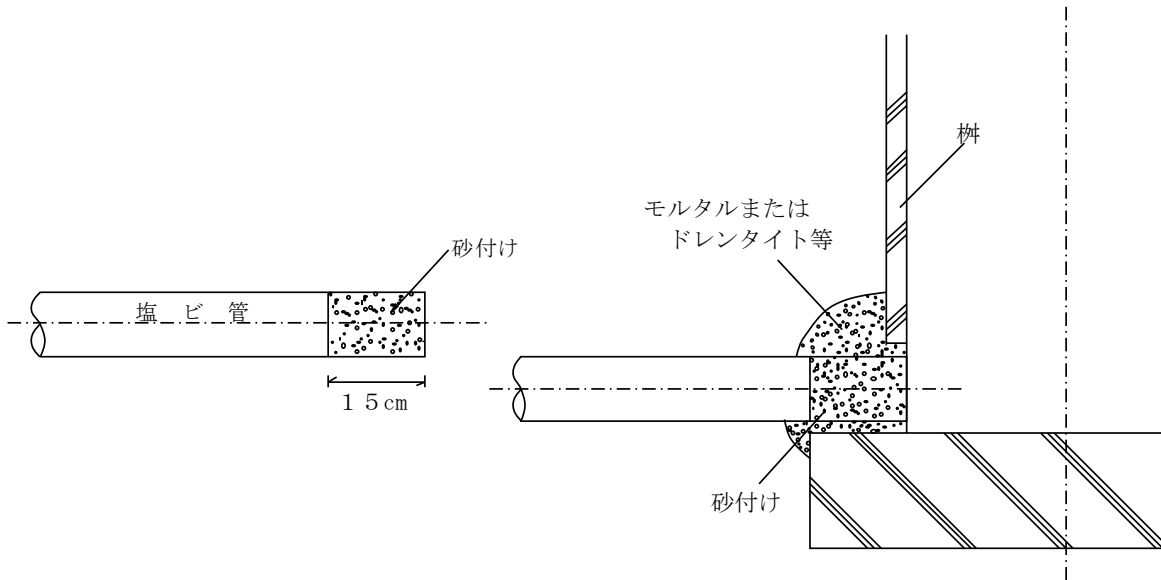
(4) 配管立体図

水洗便所に限り、便器より第1接続桧までの配管経路、管種、寸法、その他の設備（器具名称）を表示する。ただし、その他必要と認めるものは、この限りではない。

図－３ 立体図



図－１３ 砂付け加工詳細図

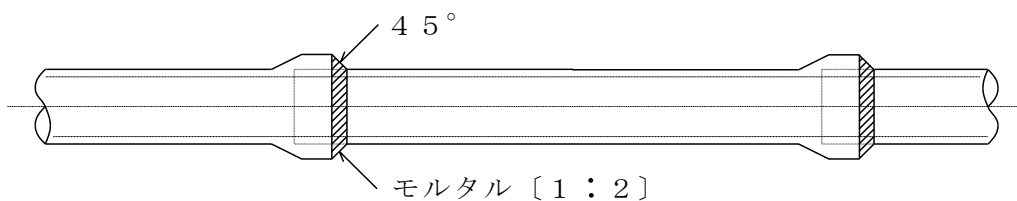


- ⑦ 差し込み後，受口端からはみ出した接着剤は完全に拭きとること。
- ⑧ 接合直後，管の上に乗るなどして接着部に無理な荷重を加えないこと。
- ⑨ 管の浮上及び破損事故などを防止するため，接合した管はその日のうちに埋め戻すこと。

(3) 遠心力鉄筋コンクリート管布設工

- ① 管を切断および穿孔する場合は，管に大きな衝撃を与えてはならない。また，管に亀裂を生じた場合は，その管を使用しないこと。
- ② 管の接合においては，硬めのモルタルで管のソケット，内面，下側にモルタルを敷き管底に合わせて，差し据付け，勾配，方向等を確認して目地を入念に施工すること。
- ③ 管の継手は，配合 1 : 2 の硬めのモルタルを使用すること。また，ソケット端部から 45° 程度の角度に余盛をすること。

図－１４ 管継手詳細図



(4) 排水管の土かぶり

排水管の土かぶりは、凍結深さを考慮し原則として30 cm以上とする。ただし、条件により防護その他の措置を行う。

凍結深さの算定の一例

$$Z = C \sqrt{F}$$

Z 凍結深さ (cm)

C 定数

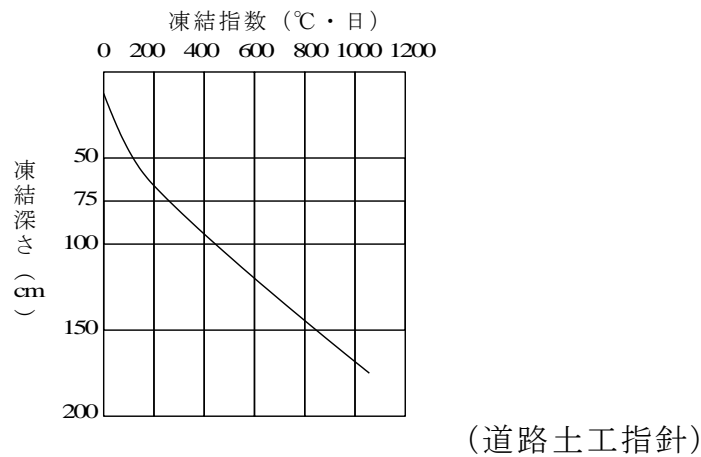
F 凍結指数

Cは土の熱的定数、含水比、乾燥密度、凍結前後の地表温度によって定まり、凍結指数にも影響される。

Fは気温と継続日数の積で表される値であり、この値は、過去10年間の最大凍結指数として道路土工指針（日本道路協会）などに掲げられているのでそれを参照する。

砂利や砂などのように、凍上を起こしにくい均一な粒状材料からなる地盤の凍結深さと凍結指数との例を表-10に示す。また、凍結深さと土かぶりの例を表-11に示す。

表-10 凍結深さと凍結指数との関係の例



注 曲線は凍上を起こしにくい粗粒材料の場合

表-11 凍結深さと最小土かぶり（北海道の例）

地区	凍結深さ (cm)	土かぶり (cm)
道央	60 ~ 80	30 ~ 80
道南	20 ~ 60	30 ~ 55
道北	50 ~ 90	40 ~ 70
道東	50 ~ 120	50 ~ 80

図-23 プラスタ阻集器の例

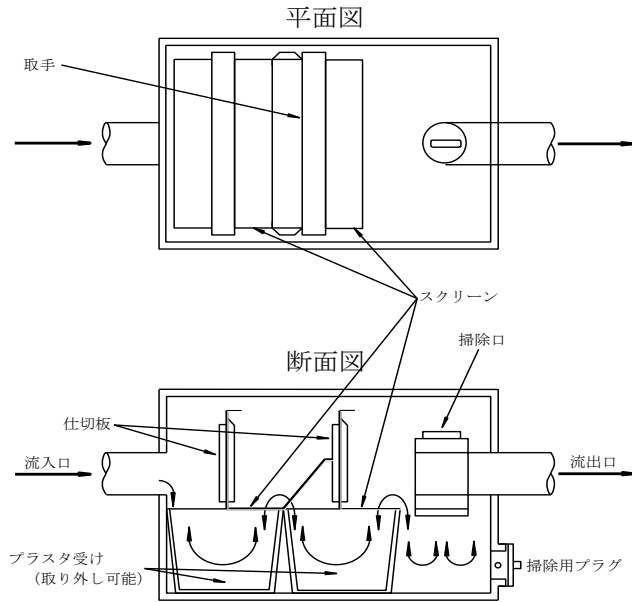


図-24 ランドリー阻集器の例

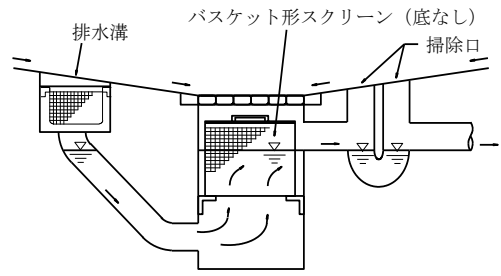


図-26 ヘア阻集器の例

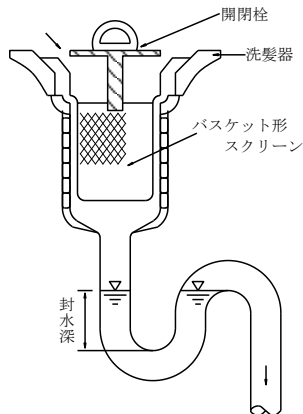
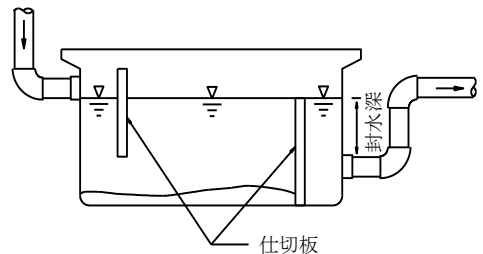


図-25 サンド阻集器の例



(7) 排水槽

地階の排水または低位の排水が、自然流下によって直接公共下水道に排出できない場合は、排水槽を設置して排水を一時貯留し、排水ポンプでくみ上げて排出する。なお、この場合は、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

① 排水槽の種類

排水槽は流入する排水の種類によって次のように区分する。

ア 汚水槽

水洗便所のし尿等の汚水排水系統に設ける排水槽である。

イ 雑排水槽

ちゅう房その他の施設から排除されるし尿を含まない排水を貯留

するための排水槽である。

ウ 合併槽

汚水および雑排水を合わせて貯留するための排水槽である。

エ 湧水槽

地下階の浸透水を貯留するために設けられる排水槽である。

オ 排水調整槽

排水槽のうち、排水量の時間的調整を行うために設けられる槽である。

② 排水槽設置上の留意点

排水槽の設置にあたっては、次の点に留意する。

ア 排水槽は低位排水系統の排水を対象とし、自然流下が可能な一般の排水系統とは別系統で排水する。(図-28参照)

イ 排水槽はその規模等にもよるが汚水、雑排水、湧水はおのおの分離する。

ウ ポンプによる排水は、原則として自然流下の排水系統(屋外排水設備)に排出し、公共下水道の能力に応じた排水量となるよう十分注意する。

エ 通気管は、他の排水系統の通気管と接続せず、単独で大気中に開口し、その開口箇所等は臭気等に対して衛生上、環境上十分考慮をする。

オ 通気のための装置以外の部分から臭気が漏れない構造とする。

カ 排水ポンプは、排水の性状に対応したものを使用し、異物による詰まりが生じないようにする。また、故障に備えて複数台を設置し、通常は交互に運転できるように排水量の急増時には同時運転が可能な設備とする。

キ 槽内部の保守点検用マンホール(内径60cm以上)を2箇所以上設ける。

ク ちゅう房より排水槽に流入する排水系統には、ちゅうかいを捕集する柵、グリース阻集器を設ける。

ケ 機械設備などからの油類の流入する排水系統には、オイル阻集器を設ける。

コ 排水ポンプの運転間隔は水位計とタイマーの併用により、1時間程度に設定すること。また、満水警報装置を設ける。

サ 排水槽の有効容量は、時間当たり最大排水量以下とし、槽の実深さは計画貯水深さの1.5~2.0倍程度が望ましい。

シ 十分に支持力のある床または地盤上に設置し、維持管理しやすい位置とする。

ス 内部は容易に清掃できる構造で、水密性、防食等を考慮した構造とする。

セ 底部に吸込みピットを設け、ピットに向かって1/15以上、1/10

以下の勾配をつける。排水ポンプの停止水位は、吸込みピットの上端以下とし、排水や汚物ができるだけ排出できるように設定し、タイマーを併用しない場合には、始動水位はできるだけ低く設定する。

ソ ポンプの吸込み部の周囲および下部に残留汚水の減量のため10cmから20cm程度の間隔をもたせて、吸込みピットの大きさを定める。

タ ポンプ施設には逆流防止機能を備える。

チ 排水の流入管は、汚物飛散防止のため吸込みピットに直接流入するように設ける。

③ 排水槽の維持管理

ア 排水槽を含め排水ポンプ、排水管、通気管等について、定期的に清掃、機械の点検を行い、常に清潔良好な状態に保つようにする(少なくとも年3回以上)。また、排水槽へ流入する排水系統の阻集器の維持管理は頻繁に行うこと。

イ 排水槽の正常な機能を阻害するようなものを流入させてはならない。

ウ 予備ポンプは普段の点検、補修を十分に行い機能の確認を行う。

エ 清掃時等に発生する汚泥は、廃棄物の処理および清掃に関する法律に基づいて適正に処分し、公共下水道等に投棄してはならない。

オ 排水槽に関する図面(配管図、構造図等)を整理し、排水槽等の保守点検に努めること。

カ 点検および清掃作業を行う場合は、ガス検知器具により硫化水素濃度等を測定し、常に安全を確認すること。また、十分換気を行い、作業終了後、槽内に作業員がいないことを確認するまで換気を継続すること。

図-27 排水槽の例

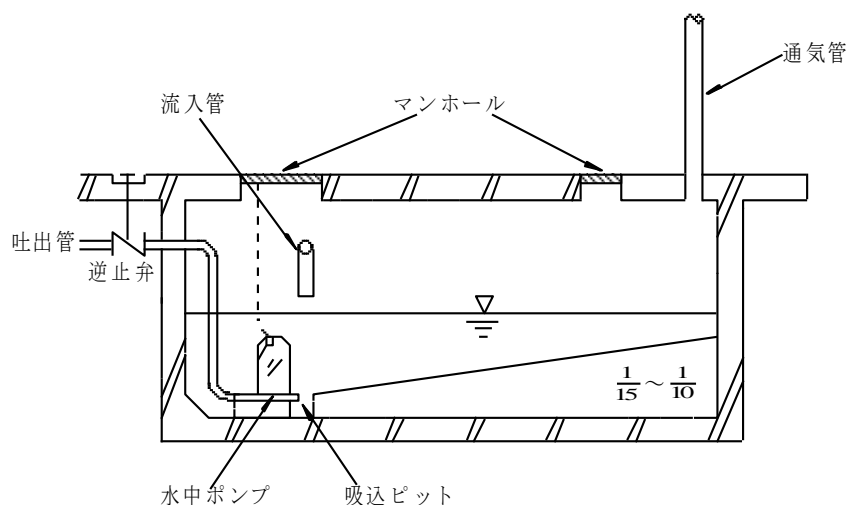
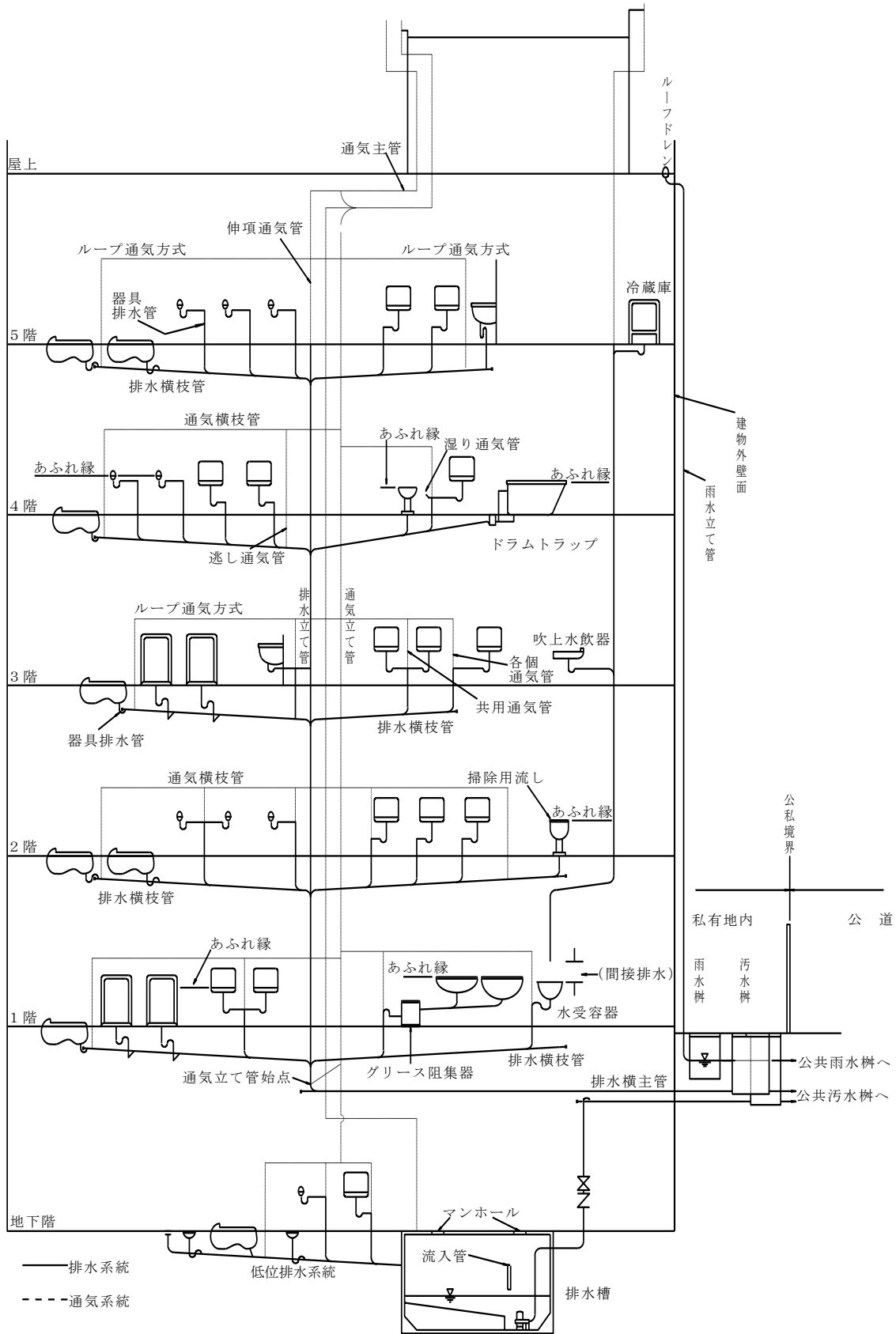


図-28 排水設備の例（分流式・高層建物）



第3部 排水設備工事手続等の取扱

1. 手続業務のフロー	6 2
(1) 排水設備工事の計画・調査に係る基本フロー	6 2
(2) 排水設備工事の業務処理基本フロー	6 3
2. 排水設備工事の申請手続	6 4
(1) 排水設備工事の申請	6 4
(2) 申請に必要な図書	6 4
① 自己資金工事の場合	6 4
② 貸付資金工事の場合	6 4
(3) 申請書類の作成	6 4
① 排水設備計画確認申請書	6 4
② 排水設備工事材料表（自己資金工事）	6 4
③ 排水設備工事設計書（貸付資金工事）	6 5
④ 工事図面（平面図および立体図）	6 5
⑤ 貸付申請書	6 5
⑥ 床下集合配管システムの申請手続	6 5
⑦ 貸ビル等の排水設備の申請	6 5
(4) 排水設備計画確認通知書による通知	6 6
(5) 工事の取り止めについて	6 6
3. 排水設備工事の完成書類の手続	6 6
(1) 完成書類の提出	6 6
(2) 完成届提出に必要な図書	6 6
① 自己資金工事の場合	6 6
② 貸付資金工事の場合	6 6
(3) 完成書類の作成	6 6
① 排水設備工事完成届書	6 6

② 公共下水道使用開始届書	6 7
③ 排水設備工事材料表（自己資金工事）	6 7
④ 排水設備工事設計書（貸付資金工事）	6 7
⑤ 工事図面（平面図および立体図）	6 7
⑥ 排水設備工事検査表	6 7
⑦ 水洗便所改造工事写真	6 7
⑧ 委任状	6 7
⑨ 借用書	6 8
⑩ 印鑑登録証明書（申請人，保証人）	6 8
4. 完成検査	6 8
(1) 現場完成検査	6 8
(2) 現場完成検査の主な項目	6 8
5. 分流改造工事の取扱	7 0
6. 公設柵設置の取扱	7 2
7. 温泉排水設備工事の取扱	7 3
8. 下水道処理区域外からの公共下水道施設の使用に関する取扱	7 4
9. 管理者以外の者が行う公共下水道工事の取扱	7 5
10. 公共下水道施設の一時的な使用許可に関する取扱	7 8
11. 融雪下水の取扱	7 8 - 1
12. 靴洗い場排水の取扱	7 9
13. 排水設備工事竣工図書等の閲覧の取扱	7 9 - 1

2. 排水設備工事の申請手続

(1) 排水設備工事の申請

- ① 排水設備計画確認申請書は、工事着工前に提出しなければならない。
- ② 工事は、排水設備計画確認通知を受けた後に施工すること。
- ③ 排水設備計画確認申請書は、給水装置工事申込書と同時に提出すること。
- ④ 工事に伴い、公共枿の新設等を希望する場合は、事前協議後に提出すること。

(2) 申請に必要な図書

① 自己資金工事の場合

- | | |
|--------------------|--------|
| ア 排水設備計画確認申請書 | (別紙 1) |
| イ 排水設備工事材料表 | (別紙 2) |
| ウ 工事図面 (平面図および立体図) | (別紙 4) |

② 貸付資金工事の場合

- | | |
|------------------------|--------|
| ア 排水設備計画確認申請書 | (別紙 1) |
| イ 排水設備工事設計書 | (別紙 3) |
| ウ 工事図面 (平面図および立体図) | (別紙 4) |
| エ 貸付申請書 | (別紙 6) |
| オ 市・道民税納税証明書 (申請者・保証人) | (前年度分) |
| カ 固定資産税納税証明書 (申請者) | (前年度分) |
| キ 所得証明書 (申請者) | (前年度分) |

※ ただし、保証人が、申請者の配偶者または未婚の子の場合には、保証人の所得証明書も必要。

- ク 貸家、アパート、共有名義の場合、建物の所有を確認できる書面 (固定資産税納税通知書、登記事項証明書、権利書または、賃貸借契約書の写し)

③ その他必要と認める書類

(3) 申請書類の作成

① 排水設備計画確認申請書

- ア 申請書の作成にあたっては、別紙1を参考にする。
- イ 申請者の住所は、申請時に居住している住所で申請すること。
- ウ 水洗便所改造工事と雑排水工事 (台所等) の両方の工事がある場合は両方に○を、雑排水工事だけの場合は、雑排水のみに○をつけること。
- エ 他人の所有する土地や建物、他人が設置した排水設備を使用する場合は、利害関係人の同意を得て記入し押印すること。
- なお、利害関係人が多数いる場合は、別添で添付することができる。

② 排水設備工事材料表 (自己資金工事)

- ア 材料表の作成にあたっては、別紙2を参考にする。
- イ 給水装置工事の手数料の対象となるもので、簡易な給水管の改造工事の場合は、排水設備工事材料表に数量を記入し、給水装置工事申込書を添付して提出することができる。

ウ 管路延長の数量は小数点以下第1位までとし、材料の数量は工事図面から算出される数値と一致すること。

エ 材料表には、施行業者、責任技術者の押印をすること。

オ 使用する便器その他の材料は、JISまたは工業会等の規格品を使用すること。

③ 排水設備工事設計書（貸付資金工事）

ア 設計書の作成にあたっては、別紙3を参考にすること。

イ 便槽処理が計上されていること。

ウ 丸型汚水枡および枡設置工は、単価別になっていること。

エ トイレ内の改修工事でガラスウールの内訳（壁、床、天井）が○で明示されていること。

オ クッションフロアー、ガラスウール、クロスの面積は整合性があること。

カ 管路延長の数量は、小数点以下第1位までとし、材料の数量は、工事図面から算出される数値と一致すること。

キ 設計書には、施行業者、責任技術者の押印をすること。

④ 工事図面（平面図および立体図）

ア 図面の作成にあたっては、別紙4を参考にすること。

イ 配管は既存部分を含め屋内の配管を記入すること。

ウ 2階以上の建物は、各階の平面図と大便器立体図を記入すること。

エ 雨水排水がある場合は、「R.D.」、「雨どい」、「泥溜枡」等を表示すること。

オ 新設、既設のものにかかわらず接続先を図示すること。（特に靴洗いやルーフトレン、温泉排水等）

カ ルーフドレン等の雨水排水を公共下水道等に接続する場合は、宅地内の設置可能な場所に泥溜枡と浸透枡を設置すること。

キ 枡間の勾配を記入すること。

⑤ 貸付申請書

ア 申請書の作成にあたっては、別紙6を参考にすること。

イ 貸付申請書の下余白に、保証人と申請者との関係を記入すること。

ウ 市・道民税納税証明書、固定資産税納税証明書、所得証明書を添付すること。

エ 建物が貸家、アパート、共有名義の場合は、建物の所有を確認できる書面を添付すること。

⑥ 床下集合配管システムの申請手続

床下集合配管システムは、建物の構造によっては技術上の基準に適合しないこともあるため、事前に協議を行うものとし、申請手続を行うときは「排水ヘッダー設置図」および「確認書」を添付して確認をうけること。また、設置する場合は、特に次の事項を注意すること。

ア 家屋内の管の勾配、水平曲げ角度

イ 集合配管部の開口部および保守点検に必要なスペース

ウ 露出配管に伴う凍結防止対策

⑦ 貸ビル等の排水設備の申請

貸ビル等は、テナントごとに申請し、除害施設の必要なものもあるので、事前に協議すること。

- (4) 排水設備計画確認通知書による通知
 自己資金工事の場合、決裁終了後、別紙5の通知書により申請者へ通知する。
 貸付資金工事の場合、決裁終了後、料金課調定担当での貸付審査が終了した後、別紙5の通知書により申請者へ通知する。
- (5) 工事の取り止めについて
 排水設備工事の申請後に工事を取り止める場合は、「取り止め届」(別紙14)を給排水検査担当に提出すること。

3. 排水設備工事の完成書類の手続

(1) 完成書類の提出

- ① 排水設備工事完成届書等は、工事完成後5日以内に提出しなければならない。
- ② 給水装置工事が伴う場合、排水設備工事完成届書等と給水装置工事検査申請書を同時に提出すること。
- ③ 完成書類の提出時には「給排水立会検査予定台帳」に必要事項を記入し、立会検査の受付を行うこと。

(2) 完成届提出に必要な図書

- ① 自己資金工事の場合

ア 排水設備工事完成届書	(別紙 7)
イ 公共下水道使用開始届書	(別紙 8)
ウ 排水設備工事材料表	(別紙 2)
エ 工事図面(平面図および立体図)	(別紙 4)
オ 排水設備工事検査表	(別紙 9)
カ 水洗便所改造工事写真	(別紙10-1, 10-2)
- ② 貸付資金工事の場合

ア 排水設備工事完成届書	(別紙 7)
イ 公共下水道使用開始届書	(別紙 8)
ウ 排水設備工事設計書	(別紙 3)
エ 工事図面(平面図および立体図)	(別紙 4)
オ 排水設備工事検査表	(別紙 9)
カ 水洗便所改造工事写真	(別紙10-1, 10-2)
キ 委任状	(別紙11)
ク 借用書	(別紙12)
ケ 印鑑登録証明書	(申請者, 保証人)
- ③ その他必要と認める書類

(3) 完成書類の作成

- ① 排水設備工事完成届書

ア 完成届書の作成にあたっては、別紙7を参考にする。
イ 工事完成年月日は、工事および書類の作成までの全てが完了した日とすること。

- ② 公共下水道使用開始届書
- ア 使用開始届書の作成にあたっては、別紙 8 を参考にする事。届書の日付は、書類の提出日を記入すること。
 - イ 使用開始年月日については、排水設備を公共柵に接続し、公共下水道を使用した日とする。
ただし、新築家屋や店舗などは、入居日や営業開始日を開始年月日として届出ること。
- ③ 排水設備工事材料表（自己資金工事）
- ア 材料表の作成にあたっては、別紙 2 を参考にする事。
 - イ 材料の数量は、実際に使用した数量を記入すること。
 - ウ 施行業者、責任技術者の押印をすること。
- ④ 排水設備工事設計書（貸付資金工事）
- ア 設計書の作成にあたっては、別紙 3 を参考にする事。
 - イ 工事完成後、見積金額と精算金額が同額であって、現場検査において変更が確認された場合は、設計書と図面の差し替えをすること。
 - ウ 施行業者、責任技術者の押印をすること。
- ⑤ 工事図面（平面図および立体図）
- ア 工事図面の作成にあたっては、別紙 4 を参考にする事。
 - イ 工事に変更になった箇所は、書き直し差替えすること。
 - ウ ルーフドレンなどの雨水排水の配管を図面に明示すること。
 - エ 2 階以上の建物は、各階の平面図と大便器立体図を記入すること。
 - オ 雨水系統と汚水系統が入り組んでいる場合は、系統別に色別すること。
 - カ 柵径、柵深および柵間勾配を記入すること。
 - キ 既設管を使用する場合は、既設管の柵深、柵間距離、勾配を記入すること。
 - ク 施行業者、責任技術者の押印をすること。
- ⑥ 排水設備工事検査表
- ア 検査表の作成にあたっては、別紙 9 を参考にする事。
 - イ 検査は、完成書類の提出日までに工事施行業者が行うこと。
 - ウ 分流地区の現場検査では、誤接続を防止するため無落雪排水等（R. D. 等）の排水先を確認すること。
- ⑦ 水洗便所改造工事写真
- ア 工事写真の提出にあたっては、別紙 10-1, 10-2 の用紙に貼り付けて提出すること。
 - イ トイレ内部の写真については、改造前と改造後の写真、給水接続状況の写真を撮影し提出すること。
貸付資金工事の床下グラスウールの写真は、給水接続状況写真と兼ねることができる。
- ⑧ 委任状
- ア 委任状の作成にあたっては、別紙 11 を参考にする事。
 - イ 貸付資金工事の場合は、完成届書に添付すること。

- ⑨ 借用書
 - ア 借用書の作成にあたっては、別紙12を参考にすること。
 - イ 貸付資金工事の場合に、完成届書に添付すること。
 - ウ 連帯保証人は、料金課調定担当と協議すること。
- ⑩ 印鑑登録証明書（申請人，保証人）
 - ア 貸付資金工事の場合に、完成届書に添付すること。
 - イ 申請人と保証人の印鑑証明は、完成届書提出日の3ヶ月以内に発行されたものであること。

4. 完成検査

(1) 現場完成検査

- ① 排水設備工事の完成検査は、自己、貸付資金工事の区分にかかわらず、完成書類の審査後、「給排水立会検査予定台帳」に記載された日程により、完成図書に基づき現場検査を行う。
- ② 現場検査においては、指定業者の責任技術者の立会を原則として、建物所有者等の立会が必要な場合は、立会いを求めることがある。
- ③ 指定業者および建物所有者等の負担軽減と検査業務の効率化のため、給水装置工事と排水設備工事の同時検査を原則とする。
- ④ 軽微な変更等により現場検査を不要と認める場合は、写真、図面等による検査とする。
- ⑤ 現場完成検査が完了した家屋には、別紙13の「排水設備検査済書」の交付に代え、水洗化シールを貼りつけるが、申請者から要求があった場合は検査済書を交付する。
- ⑥ 指定業者は、検査の結果、改善を必要とする箇所があるときは、管理者の指定する期間内に改善の工事をし、再検査を受けなければならない。
なお、改善工事に係る費用は施工した指定業者の負担とする。

(2) 現場完成検査の主な項目

- ① 公共汚水柵の接続は、管底接続になっていること。
- ② 起点柵の管の土かぶりが30cm以上あること。
- ③ 柵間距離が管径の120倍以内（φ100なら12m）であること。
- ④ 掘削箇所の埋戻し状況を確認する。
- ⑤ 台所、洗面所、湯殿、水洗便所等より排水し、柵の蓋をあけ流出状況を確認する。
- ⑥ 居住者が不在の場合は、柵の蓋を閉じた響き音などを利用して公共汚水柵に接続されていることを確認する。
- ⑦ 大便器等を操作し設置状況や規格の確認を行う。なお、貸付資金工事の場合は、クロスやクッションフロアーなどの改修工事も確認する。
- ⑧ トラップ柵が設置されている場合、通気口を設けるなど二重トラップにしないこと。

- ⑨ ルーフドレンの排水については、枳の蓋を閉じた響き音などを利用して公共汚水枳に接続されていないことを確認する。
- ⑩ 完成検査後、指定業者の名前が記入されている「水洗便所の正しい使い方」のパンフレットを使用者に渡し、水洗済シールを申請者の承諾を得て貼り付けること。
- ⑪ 水洗済シールは、1棟1枚を原則とし、アパートやマンションのような集合住宅は、建物の入口の目立つ場所に1枚貼ること。ただし、建物所有者が異なる場合は、別々にシールを貼ること。

7. 温泉排水設備工事の取扱

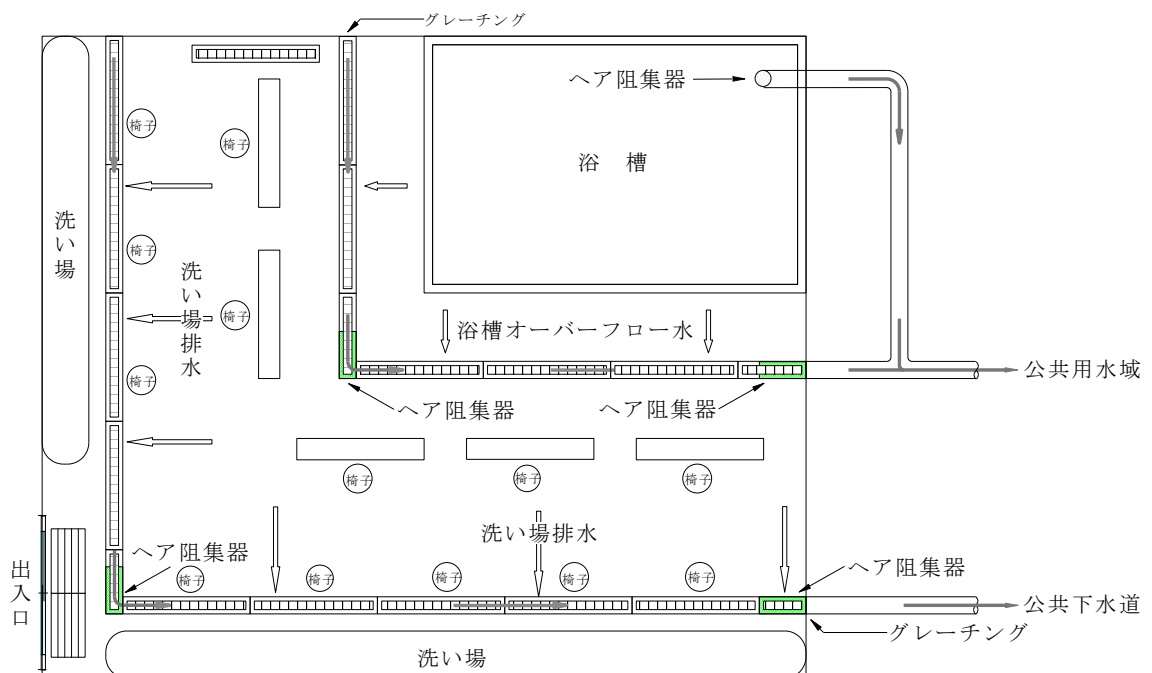
(1) 目的

温泉水の排除を適正に行うことを目的とする。

(2) 排水設備の設置方法等

- ① 分流区域において温泉を利用する事業場を新規に開設し、または増設、改築する場合は、放流先の関係機関（河川管理者等）の同意を得た上で、排水設備設置義務免除の許可（※1）を受けた温泉の浴槽排水（※2）および浴槽オーバーフロー水を雨水として公共下水道（雨水管）に接続することを認める。このとき、許可の条件となる水質は終末処理場の放流水と同等以上とする。
また、洗い場排水は汚水として公共下水道（污水管）に接続する排水設備を設置する。
- ② 合流区域の温泉排水は、原則として公共下水道（合流管）に排除するものとするが、海岸、河川に隣接する場合は、放流先の関係機関（河川管理者等）の同意を得た上で、排水設備設置義務免除の許可（※1）を受けた温泉の浴槽排水（※2）および浴槽オーバーフロー水を雨水として公共用水域に排出することを認める。このとき、許可の条件となる水質は終末処理場の放流水と同等以上とする。
- ③ 公共用水域に排出する場合は、ヘア阻集器等により毛髪を除去する施設を設置すること。
- ④ 温泉水は、排出量、温泉の泉質に違いがあるため、下水処理施設の流入水質、水量、処理能力、流出先等について上下水道部業務課水質指導担当と事前に協議すること。

(3) 温泉浴場の排水設備設置図例



※1 詳細は、第4部「1. 函館市排水設備設置義務免除許可事務取扱要綱」を参照。

※2 浴槽底部の沈殿物を含む下水は、水中ポンプ等により公共下水道に排除すること。

(5) 道路占用許可申請

① 申請時期と提出手続き

ア 道路占用許可申請書は申請者が作成し、工事開始時期に間に合うよう、事前に道路管理者に提出する。

イ 道路使用許可申請書は施工者が作成し、所轄警察署へ提出する。

ウ 提出から許可までの日数については、おおむね次のとおりである。

市道 14日 国道 14日

道道 30日 警察 5日

② その他

工事の着工は、道路管理者の許可を受けた後、施工すること。

また、工事の施工期間中は歩行者および車輛の通行に支障がないよう十分な措置を講ずること。

③ 提出図書および部数

種別	道路占用				道路使用
	国道	道道	市道		警察
			新設	廃止	
申請書	1部 (3枚複写)	1部 (4枚)	1部 (5枚複写)	1部 (5枚複写)	1部 (2枚)
道路占用変更許可内訳書	—	4部	—	—	—
位置図(住宅地図)	3部	4部	3部	3部	2部
位置図(1/50,000)	3部	4部	—	—	—
位置図 (道路台帳図 1/500)	3部	4部	—	—	—
保安施設様式図	3部	4部	2部	2部	1部
仕様書	3部	4部	3部	3部	2部
断面図・平面図・復旧図 (1/50~1/100)	3部	4部	3部	3部	2部
理由書(3年規制道路掘削)	—	—	2部	2部	—
理由書(廃止管)	—	—	—	2部	—
占用工事着手・竣工届	1部	1部	1部	1部	—

④ 工事関係諸官公庁

所 管 事 項	所 管 官 公 署 等	電 話
道路占用許可 国道	函館開発建設部 函館道路事務所管理係	(代)49-2631
道路占用許可 道道	函館建設管理部 事業室事業課施設保全室	(代)45-6500
道路占用許可 市道	函館市土木部 管理課占用担当	(代)21-3410
	函館市戸井支所 産業建設課	82-2115
	函館市恵山支所 産業建設課	(代)85-2331
	函館市榎法華支所 産業建設課	(代)86-2111
	函館市南茅部支所 産業建設課	(代)25-5111
道路使用許可 全路線	函館中央警察署 交通課道路使用係	(代)54-0110
	函館西警察署 交通課企画規制係	(代)42-0110
上水道 維持担当	函館市企業局 上下水道部管路整備室水道 管路等維持担当	(代)27-8753
下水道 維持担当	函館市企業局 上下水道部管路整備室下水道 管渠維持担当	(代)27-8751
都市ガス 立会依頼 切損事故補修	北海道ガス(株) 函館支社 供給グループ	(代)41-3175
電気 地下ケーブル立会	北海道電力(株) 函館支店 営業部配電グループ 函館電力所送電グループ (特別高圧ケーブル)	(代)22-4111 43-6411
電話 地下ケーブル立会	(株)NTT-ME 北海道 函館支店 アクセスサービスセンター	45-5551
消防関係 建物消火設備 団地内消火栓	函館市消防本部 予 防 課 警 防 課	22-2144
		22-2146

第4部 その他

1. 函館市排水設備設置義務免除許可事務取扱要綱	79-4
2. 函館市キッチン生ごみ処理システム計画確認等事務取扱要綱	79-15
3. 指定排水設備工事業者の違反行為に係る事務処理	79-21
(1) 函館市企業局指定排水設備工事業者の違反行為に係る事務処理要綱	79-21
(2) 函館市企業局指定排水設備工事業者の違反行為に係る事務処理フロー	79-24
(3) 函館市企業局指定排水設備工事業者の違反行為に係る措置基準	79-25
(4) 違反行為に係る事務処理要綱に定める様式（別紙）	79-29

1. 函館市排水設備設置義務免除許可事務 取扱要綱

1. 函館市排水設備設置義務免除許可事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第10条第1項ただし書の規定に基づく排水設備の設置義務を免除する許可に関し必要な事項を定め、下水道事業における適正な業務の執行を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水 法第2条第1号に規定する下水をいう。
- (2) 汚水 法第2条第1号に規定する汚水をいう。
- (3) 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- (4) 流域下水道 法第2条第4号に規定する流域下水道をいう。
- (5) 終末処理場 法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。
- (6) 排水区域 法第2条第7号に規定する排水区域をいう。
- (7) 公共用水域 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。
- (8) 温泉 温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉をいう。

(許可)

第3条 法第10条第1項ただし書の許可（以下単に「許可」という。）は、工場または事業場における1施設の1排出口ごとに行うものとする。

2 前項の排出口については、2以上の施設の排出口が接続した排水管または排水渠（きよ）が設けられている場合においては、2以上の施設のそれぞれの排出口から当該2以上の施設の排出口が接続した排水管または排水渠（きよ）に排出される下水が、互いに次条第2項第1号アからウまでに掲げる区分による同一の区分に属する下水であるときは、当該2以上の施設の排出口が接続した排水管または排水渠（きよ）に異なる区分に属する下水が合流していない場合に限り、当該2以上の施設の排出口を1つの排出口とみなすことができる。

3 公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、許可をする場合においては、法第33条の規定に基づき、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 許可に係る排出口以外から公共用水域に下水を排除しないこと。
- (2) 第7条第1項、第8条および第9条の規定を遵守すること。

- (3) 許可を受けた者（以下「許可済者」という。）が当該許可に係る下水（以下「許可下水」という。）を公共用水域に排除しなくなったときは、当該許可下水に係る許可は、その効力を失うものであること。
- (4) 管理者が許可に係る事務の適正な執行を図るため、許可済者に対し、許可下水の水質および工場または事業場における施設の維持管理状況について報告を求めたときは、これに応じること。
- (5) 管理者が許可に係る事務の適正な執行を図るため、その職員に検査を行う職員としての身分を示す証明書を携帯させ、関係者の請求があったときはこれを提示させることとし、許可済者の工場または事業場に立ち入り、許可下水その他の物件を検査させることを求めたときは、これに応じること。
- (6) その他管理者が許可に係る事務を行うため必要と認める条件
（許可の申請）

第4条 許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。

- (1) 氏名および住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）ならびに電話番号
 - (2) 工場または事業場の名称および所在地
 - (3) 排水設備を設置しないで公共用水域に下水を排除する排出口の位置
 - (4) 排水設備を設置しないで排除する下水の種類
 - (5) 排水設備を設置しないで下水を排除する公共用水域の名称
 - (6) 排水設備を設置しないで公共用水域に排除する下水の水量および排水設備を設置して公共下水道（終末処理場を設置しているものまたは終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。）に排除する下水の水量
 - (7) 排水設備を設置しないで公共用水域に下水の排除を開始する予定年月日
 - (8) 排水設備を設置しないで公共用水域に排除する下水の水質測定の結果または当該下水の予定水質（前号に規定する日前に水質測定を行うことができない場合に限る。）
- 2 前項第8号の水質測定については、次の各号に定めるところによらなければならない。
- (1) 水質の測定は、次に掲げる下水の区分に応じ、別表に定める測定しなければならない項目について、同表に定める検定方法により行

わなければならない。

ア 冷却用水またはこれに類する水道水，河川の水，湖沼の水，地下水，雨水等の淡水に近い下水

イ 温泉，海水またはこれらに類する淡水以外の天然水に近い下水

ウ アおよびイに掲げる下水以外の下水

- (2) 前号の測定は，申請の日前2箇月の間において，測定日および測定時刻の間隔がそれぞれおおむね均等になるように，全日操業をしている場合にあつては1箇月につき1日当たり9回以上を1日以上の日において，全日操業している場合以外の場合にあつては1箇月につき1日当たり操業時間内に3回以上（このうち3回は，操業開始直後および操業終了直前の時点ならびに操業開始から操業終了までの間のほぼ中間的な時点とする。）を2日以上の日において行うこと。
- (3) 前号の規定による測定の回数および時期については，管理者が下水を排除する工場または事業場の操業の態様からみて前号の規定による測定の回数および時期による必要がないと認めるときは，管理者が別に定める回数および時期によることができる。
- (4) 第1号の測定のための試料は，次号に規定する場合を除くほか，公共用水域（2以上の施設の排出口が接続した排水管または排水渠^{きよ}が設けられている場合にあつては，当該排水管または排水渠^{きよ}。以下この号において同じ。）への排出口ごとに，公共用水域に流入する直前で，公共用水域による影響の及ばない地点で，水深の中層部から採取すること。
- (5) 2以上の施設の排出口が接続した排水管または排水渠^{きよ}が設けられている場合において，2以上の施設のそれぞれの排出口から当該2以上の施設の排出口が接続した排水管または排水渠^{きよ}に排出される下水が，互いに第1号アからウまでに掲げる区分による同一の区分に属する下水であるときの試料の採取は，前号の規定にかかわらず，当該2以上の施設の排出口が接続した排水管または排水渠^{きよ}から公共用水域（公共用水域に至るまでの間に当該排水管または排水渠^{きよ}の下水を異なる区分の下水と合流させるために当該排水管または排水渠^{きよ}が更に接続した排水管または排水渠^{きよ}が設けられている場合にあつては，当該更に接続した排水管または排水渠^{きよ}。以下この号において同じ。）への排出口ごとに，当該2以上の施設の排出口が接続した排水管または排水渠^{きよ}から公共用水域に流入する直前で，公共用水域による影響の及ばない地点で，水深の中層部から採取して行うことが

できる。

3 第1項の申請書は、別記第1号様式によらなければならない。

(許可の基準)

第5条 管理者は、前条の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

(1) 下水の水質（前条第1項第8号に規定する予定水質を含む。）が前条第2項第1号ア、イまたはウに掲げる下水の区分に応じ、それぞれ別表に定める測定しなければならない項目について同表に定める基準値を満たすものであり、かつ、その水質が将来にわたって確保できる保証が得られること。

(2) 排水設備を設置しないで公共用水域に直接下水を排除することが合理的であること。

(3) 排除しようとする下水がし尿に関するものでないこと。

(許可証の交付)

第6条 管理者は、第4条の申請があった場合において、許可をすることと決定したときは、別記第2号様式の許可証を当該申請をした者に交付するものとする。

(変更の許可)

第7条 許可済者は、許可に係る排水設備を設置しないで下水を排除する公共用水域または第4条第1項第6号に掲げる事項を変更しようとするときは、別記第3号様式の申請書により管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

2 第5条の規定は、前項の許可に準用する。

(氏名等の変更の届出)

第8条 許可済者は、第4条第1項第1号に掲げる事項または同項第2号に掲げる事項（工場または事業場の名称に限る。）に変更があったときは、遅滞なく、別記第4号様式の届出書により管理者に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第9条 許可済者は、許可下水を公共用水域に排除しなくなったときは、遅滞なく、別記第5号様式の届出書により管理者に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第10条 管理者は、許可済者が、許可に付した条件に違反したとき、または偽りその他不正な手段により許可を受けたときは、法第38条の規定に基づき、許可を取り消し、もしくはその条件を変更し、または

行為の中止，変更その他の必要な措置を命ずるものとする。

(関係機関との調整)

第11条 管理者は，許可をしようとするときは，関係機関と密接な調整を行わなければならない。

附 則

この要綱は，平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成14年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成18年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は，平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成24年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は，平成24年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は，平成26年12月1日から施行する。

別表（第4条，第5条関係）

項 目	基 準 値		検 定 方 法
	函館湾処理区域	南処理区域	
1 水素イオン濃度（pH）	水素指数5.8以上8.6以下	水素指数5.8以上8.6以下	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年建設省令第1号。以下「省令」という。）第8条第1号に規定する方法
2 生物化学的酸素要求量（BOD）	15以下	15以下	省令第8条第2号に規定する方法
3 浮遊物質（SS）	40以下	40以下	省令第8条第3号に規定する方法
4 大腸菌群数	3,000個/cm ³ 以下	3,000個/cm ³ 以下	省令第6条に規定する方法
5 カドミウム及びその化合物	0.01以下	0.03以下	省令第8条第9号に規定する方法
6 シアン化合物	検出されないこと。	1以下	省令第8条第10号に規定する方法
7 有機リン化合物	検出されないこと。	1以下	省令第8条第11号に規定する方法
8 鉛及びその化合物	0.1以下	0.1以下	省令第8条第12号に規定する方法
9 六価クロム化合物	0.05以下	0.5以下	省令第8条第13号に規定する方法
10 砒素及びその化合物	0.05以下	0.1以下	省令第8条第14号に規定する方法
11 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005以下	0.0005以下	省令第8条第15号に規定する方法
12 アルキル水銀化合物	検出されないこと。	検出されないこと。	省令第8条第16号に規定する方法
13 ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	0.003以下	省令第8条第17号に規定する方法
14 トリクロロエチレン	0.3以下	0.3以下	省令第8条第18号に規定する方法
15 テトラクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	省令第8条第19号に規定する方法
16 ジクロロメタン	0.2以下	0.2以下	省令第8条第20号に規定する方法
17 四塩化炭素	0.02以下	0.02以下	省令第8条第21号に規定する方法
18 1,2-ジクロロエタン	0.04以下	0.04以下	省令第8条第22号に規定する方法
19 1,1-ジクロロエチレン	1以下	1以下	省令第8条第23号に規定する方法
20 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.4以下	省令第8条第24号に規定する方法
21 1,1,1-トリクロロエタン	3以下	3以下	省令第8条第25号に規定する方法
22 1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	0.06以下	省令第8条第26号に規定する方法
23 1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.02以下	省令第8条第27号に規定する方法
24 チウラム	0.06以下	0.06以下	省令第8条第28号に規定する方法
25 シマジン	0.03以下	0.03以下	省令第8条第29号に規定する方法
26 チオベンカルブ	0.2以下	0.2以下	省令第8条第30号に規定する方法
27 ベンゼン	0.1以下	0.1以下	省令第8条第31号に規定する方法
28 セレン及びその化合物	0.1以下	0.1以下	省令第8条第32号に規定する方法
29 ほう素及びその化合物	230（海域以外10）以下	230（海域以外10）以下	省令第8条第33号に規定する方法
30 ふっ素及びその化合物	15（海域以外8）以下	15（海域以外8）以下	省令第8条第34号に規定する方法
31 1,4-ジオキサン	0.5以下	0.5以下	省令第8条第35号に規定する方法
32 フェノール類	5以下	5以下	省令第8条第36号に規定する方法
33 銅及びその化合物	3以下	3以下	省令第8条第37号に規定する方法
34 亜鉛及びその化合物	2以下	2以下	省令第8条第38号に規定する方法
35 鉄及びその化合物（溶解性）	10以下	10以下	省令第8条第39号に規定する方法
36 マンガン及びその化合物（溶解性）	10以下	10以下	省令第8条第40号に規定する方法
37 クロム及びその化合物	2以下	2以下	省令第8条第41号に規定する方法
38 ダイオキシン類	10pg/L以下	10pg/L以下	省令第8条第42号に規定する方法
39 化学的酸素要求量（COD）	160（日間平均値120）以下	160（日間平均値120）以下	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「検定方法」という。）第31号に規定する方法
40 アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100以下（アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの，亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）	100以下（アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの，亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）	検定方法第27号に規定する方法
41 ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(1) 鉱油類含有量	5以下	省令第8条第6号に規定する方法
	(2) 動植物油類含有量	30以下	
42 窒素含有量	120（日間平均値60）以下		省令第8条第7号に規定する方法
43 リン含有量	16（日間平均値8）以下		省令第8条第8号に規定する方法

備 考

- この表に掲げる基準値の単位は，水素イオン濃度（pH），大腸菌群数およびダイオキシン類以外の項目については，mg/Lとする。
- 「検出されないこと。」とは，検定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において，その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 測定しなければならない項目のうち，管理者が下水を排除する工場または事業場の属する業種からみて測定を省略させることができる項目として認める項目があるときは，当該項目については，測定を要しない。

2. 函館市キッチン生ごみ処理システム

計画確認等事務取扱要綱

2. 函館市キッチン生ごみ処理システム計画確認等事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第3条の規定による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号。次条において「改正前の建築基準法」という。）第38条の規定に基づき建設大臣が配管設備として認定したキッチン生ごみ処理システムに係る函館市下水道条例（昭和49年函館市条例第5号。以下「条例」という。）第3条の確認等の事務について必要な事項を定め、公共下水道事業における適正な業務の執行を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) キッチン生ごみ処理システム ディスポーザー（生ごみを破砕する装置をいう。以下この号において同じ。）、これに接続し生ごみを分解処理するために設けられる反応槽およびこれに接続して処理水を公共下水道に排除するために設けられる設備ならびにこれらの設備を補完するために設けられる設備の総体（ディスポーザーの単体を設置し、破砕した生ごみを公共下水道に直接排除する設備であるものを除く。）であって、建設大臣が改正前の建築基準法第38条の規定に基づき認定した配管設備をいう。
- (2) 使用者 キッチン生ごみ処理システム（以下「システム」という。）の維持管理について最終的な責任を負う者をいう。
- (3) メーカー 改正前の建築基準法第38条の規定に基づき建設大臣が認定したシステムの製造および販売等を行う者をいう。

(申請書の添付書類)

第3条 システムの設置または変更の計画について条例第3条の確認の申請をしようとする者（第6条において「申請者」という。）は、函館市下水道条例施行規程（平成6年函館市水道局規程第15号）第2条第1項に規定する申請書に、次に掲げる書類を添付して、公営企業

管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

- (1) システムの認定書の写し
- (2) システムの仕様書
- (3) システムの設置図
- (4) システムの維持管理計画表（別記第1号様式）
- (5) 維持管理業務委託契約書の写しまたは維持管理業務委託契約確認書（別記第2号様式）
- (6) 使用者承継確認書（別記第3号様式）
- (7) その他管理者がシステムの設置または変更の計画の確認に係る事務を行うために必要と認める書類
（維持管理に関する指導）

第4条 管理者は、システムの適切な維持管理を確保するため、使用者に対し、次に掲げる事項を遵守するよう指導するものとする。

- (1) 当該システムの所定の性能を保持するよう維持管理に努めること。
- (2) 維持管理計画表に基づく点検を維持管理委託契約を締結した専門の維持管理業者に行わせることとし、当該点検の実施記録等維持管理に関する資料を3年間保存すること。
- (3) 管理者が維持管理状況について報告を求めたときは、これに応じること。
- (4) その他管理者の維持管理に関する指導に協力すること。

（措置命令）

第5条 管理者は、使用者が条例第5条の2各号に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水を除く。）もしくは条例第5条の3第1項各号に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水および下水道法（昭和33年法律第79号。以下この条において「法」という。）第12条の2第1項または第5項の規定により処理区域内の公共下水道に排除してはならないこととされる下水を除く。）を公共下水道に排除したとき、または公共下水道の管理上必要があると認めたときは、法第38条の規定に基づき、当該使用者に対し、行為の中止、変更その他の必要な措置を講ずるよう命ずるもの

とする。

(メーカーに対する指導)

第6条 管理者は、必要があると認める場合には、メーカーに対し、次に掲げる事項を遵守するよう指導するものとする。

- (1) システムの販売に当たり、申請者に対し、当該システムの維持管理については、専門の維持管理業者との維持管理業務委託契約の締結が必要であることおよび管理者の行う維持管理に関する指導に協力することが必要であることを説明し、その理解を得るよう努めること。

(関係機関との連携)

第7条 管理者は、函館市下水道条例施行規程第2条第2項の規定による審査に当たっては、関係機関との密接な連携を図るものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

維持管理計画表

点 検 項 目			点検回数(回/年)		
1	配管系 統部	生ごみ流入配管部 〔 デスポーザーから 反応槽までの配管部分 〕	閉塞状況		
			漏洩状況		
			損傷状況		
			清掃		
		処理水放流配管部 〔 反応槽から公共ます等 までの配管部分 〕	閉塞状況		
			漏洩状況		
			損傷状況		
			清掃		
2	反応槽 部	防臭装置			
		スカム発生量			
		処理水 水質	生物化学的酸素要求量（BOD）		
			浮遊物質（SS）		
			ノルマルヘキサン抽出物質含有量		
		引抜汚泥量			
		清掃			

注 「スカム」とは、水面に発生するもので、油脂、繊維または固形物等が集まったものをいう。

受付 番号	
----------	--

排水設備計画確認通知書

年 月 日

様

函館市公営企業管理者

企業局長

印

次のとおり排水設備の計画を確認したので通知します。

工 事 の 施 行 場 所		函館市		町	丁目	(番地) 番	号	[台所 湯殿 手洗 水洗便所 その他]
工 事 の 種 別								新 設 増 設 改 築
排 水 設 備 の 使 用 者	住 所 (所在地)	函館市		町	丁目	(番地) 番		号
	氏 名 (名称)							
工 事 施 行 者 工 業	住 所 (所在地)	函館市		町	丁目	(番地) 番		号
	氏 名 (名称)							
工 事 着 手 予 定 年 月 日					年		月	日
工 事 完 成 予 定 年 月 日					年		月	日

水洗便所改造等資金 貸付申請書
排水設備設置資金

函館市公営企業管理者企業局長 様

年 月 日 ①

③ 捺印

住所 申請者 氏名 ④
年 月 日 印 ⑤
電話 局 日 生 番 ⑥

次のとおり 排水設備設置資金 の貸付けを受けたいので申請します。

申請者	職業または先務 〔勤務先は詳細に記入してください〕	年間収入額等	給与 年金 事業所得 その他	円 円 円 円
連帯保証人	勤務先の所在地	住所 函館市 町 丁目 番 号 (所在地) 番 号	電話 局 番	円
貸付申請額	円	工事見積額	円	償還希望回数
工事の施行場所	函館市 町 丁目 番 号 (所在地) 番 号	住所 (所在地) 番 号 氏 名 (姓 名 称)	〔自己所有 (借家 アパート)	回
工事施行業者	住所 (所在地) 番 号 氏 名 (姓 名 称)	住所 (所在地) 番 号 氏 名	氏 名	氏 名
建物所有者の意 〔申請者と建物の所有者が異なる場合〕	申請者が 水洗便所に改造 排水設備を 設置 することに同意します。	建物所有者	建物所有者	氏名

備考

- 1 印鑑は、印鑑登録をしているものを使用すること。
- 2 申請者の収入を証明できる書類を添付すること。
- 3 この申請書は、排水設備計画確認申請書を提出する際に併せて提出すること。

(例) 申請者との続柄:長男 ⑧

審査済の見積額	円
貸付予定額	円
記事	

⑦

- ① 提出月日を記入すること。
- ②③ 申請者の印鑑登録証明書の印を使用すること。
- ④ 住所は函館市〇〇町〇〇番〇〇号と記入すること。
- ⑤ 申請者氏名にふりがながな(鉛筆)を記入すること。
- ⑥ 保証人氏名にふりがながな(鉛筆)を記入すること。
印鑑登録証明書の印を使用すること。
- ⑦ 記入しないこと。
- ⑧ この空欄に保証人の申請者との続柄を記入すること。

別記第3号様式(第3条関係)

別紙 7

排水設備工事完成届書

年 月 日 ①

函館市公営企業管理者企業局長 様

- ① 提出日を記入すること。
- ② 貸付工事の場合は、届出者は申請者とし、印鑑登録証明書の印を使用すること。
- ③ 実際に使用する者の住所、氏名を記入すること。(〇〇アパート、〇〇(株)等)
- ④ 工事全てが完了した日とする。

住所
届出者 氏名 印 ②

次のとおり排水設備工事が完成したので届け出ます。

工事の施行場所	函館市 町 丁目 (番地) 番号 (住所 湯殿 手洗 水洗便所 その他)
排水設備の使用	函館市 町 丁目 (番地) 番号 ③
工事施行業者	函館市 町 丁目 (番地) 番号 電話
計画確認年月日	平成 年 月 日
工事着手年月日	平成 年 月 日
工事完成年月日	平成 年 月 日 ④

公共下水道使用開始(休止・廃止・再開)届書

年 月 日 ①

- ① 提出日を記入すること。
- ② 届出者は使用者となるが、代理人も可とする。
アパートの場合などは、使用者全員提出すること。
- ③ 排水の種類を記入すること。
- ④ 居住者の人数を記入すること。
- ⑤ 排水設備を公共桧に接続し、公共下水道を使用した日とする。

函館市公営企業管理者企業局長 様

住所

届出者

氏名

②

次のとおり公共下水道の使用を開始(休止・廃止・再開)したので届け出ます。

使用場所	函館市	町	丁目	(番地) 番	号
排水の種類別	水道	水	家庭用	営業用(業種)	③
	水道	温	家庭用	営業用(業種)	
	水道以外	その他	家庭用	営業用(業種)	
居住者	人数				④
使用の開始(休止・廃止・再開)年月日	平成	年	月	日	⑤

排水設備工事に係る取扱指針

発行 函館市企業局上下水道部

〒040-0053 函館市末広町5番14号

TEL (0138) 27-8742

平成27年4月1日
